

展示会への出展に関する 費用を助成します



動画制作も対象!

市内中小企業者・創業者の新規市場開拓・販路拡大のため、見本市や展示会等への出展を支援します。

対象者

中小企業新事業活動促進法に規定する市内中小企業者又は市内創業者の方で、優れた技術や独創的アイデアを活用し、独自に開発・製造した製品・商品・サービスを有していること。

対象経費

(1)出展料（小間代）、パンフ等印刷費、パネル等製作費、ディスプレイ用品等レンタル料、展示物等の運送費、資料作成等に係る消耗品費

※出展料 についてのみ、申請日より前に支出されたものであっても対象経費として認められます。

(2)映像コンテンツ制作費

※展示会出展のための制作が前提となります。

助成限度額・助成率

対象経費(1),(2)各20万円（助成率1/2）を上限とする。

例: (1),(2)両方とも上限額にて申請する場合、40万円が上限

注意事項

- ・助成金の採択にあたり、審査を実施します。
- ・採択は1年度1企業1回とします。
- ・財団からのヒアリング調査等を行います。
- ・初回の事前相談から審査会までの期間を5週間程度いただきます。

申込はこちら

